

## 障害者虐待防止・権利擁護マニュアル（市町向け）の概要

障害者虐待防止・権利擁護マニュアル（市町向け）は、長崎県障害者権利擁護センター（長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター）が、障害者虐待について理解をしていただくために作成しました。

4つの章と参考資料で構成しています。

第1章1ページから6ページまで「障害者虐待について」は、

1 障害者虐待とは、2 対象となる障害者とは、3 三種類の障害者虐待、4 虐待の種類・内容、5 虐待の防止に向けた基本的視点という内容です。

第2章7ページから45ページまで「養護者による障害者虐待への対応」は、

1 養護者による障害者虐待の相談、通報・届出への対応、2 コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断、3 事実確認と訪問調査、4 個別ケース会議の開催、5 立入調査、6 積極的な介入の必要性が高い場合の対応、7 養護者（家族等）への支援、8 成年後見制度等の活用、9 モニタリングと虐待対応の終結、10 財産上の不当取引による被害の防止という内容です。

第3章46ページから62ページまで「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応」は、

1 施設従事者による障害者虐待の通報等への対応、2 市町による事実の確認・県（障害福祉課）への報告、3 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使、4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表、5 身体拘束に対する考え方、6 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止という内容です。

第4章63ページから70ページまで「使用者による障害者虐待への対応」は、

1 使用者による障害者虐待の通報等への対応、2 市町・県による事実の確認等、3 市町から県への通知、4 県から労働局への報告、5 労働局による対応、6 使用者による障害者虐待の状況の公表、7 使用者による障害者虐待の防止という内容です。

参考資料71ページから150ページまでは、障害者虐待対応帳票集を掲載しています。

151ページには、長崎県内の各市町障害者虐待防止センター一覧表を掲載しています。